会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成29年12月11日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時18分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 平池 紘士 大出三夫

大阿久 岩 人 広 瀬 義 明 海老原 恵 子

欠席委員 松本喜一渡辺照明

傍聴者 大谷好一 青木一男 坂東一敏

広瀬昌子 古沢 ちい子 白石幹男

関口 孫一郎 針谷正夫 千葉正弘

入 野 登志子 天 谷 浩 明 福 富 善 明

大 武 真 一 永 田 武 志 梅 澤 米 満

中島克訓福田裕司

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副主幹岩崎和隆 主 査中野宏仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総	合	政	(策	部	長	茅		原		剛
総	務			部		長	赤	羽	根	則	男
財	務			部		長	小		林	敏	恭
消	防					長	増		山	政	廣
総	合	政	(策	課	長	寺		内	秀	行
シティプロモーション課						長	福		田	栄	治
遊	水 地			i	課	長	荒		JII		明
西	方 地	域つ	i <	り推	進調	是長	田		П	幸	雄
総	務			課		長	名		淵	正	己
職	員			課		長	永		島		勝
管	財			課		長	萩		原	雄	_
参	事	兼	財	政	課	長	杉		山	知	也
市	民		税	i	課	長	海	老	沼	文	明
資	産		税	課		長	山	野	井	広	実
消	防	総		務	課	長	上		岡	健	司
消	防	総	務	課	主	幹	本		名	義	人
通	信	指	Ì	令	課	長	<i>'</i> \		高	照	明
議		事		課		長	金		井	武	彦

平成29年第4回栃木市議会定例会 総務常任委員会議事日程

平成29年12月11日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第101号 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の制定について
- 日程第2 議案第104号 小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について
- 日程第3 議案第105号 栃木市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第106号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第107号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第113号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第7 議案第 94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第5号)(所管関係部分)

◎開会及び開議の宣告

○委員長(針谷育造君) ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸報告

○委員長(針谷育造君) 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(針谷育造君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第101号 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例の制定についてを議題といた します。

当局から説明を求めます。

荒川遊水地課長。

○遊水地課長(荒川 明君) おはようございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました、議案第101号 栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城 条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書につきましては、9ページから13ページ、議 案説明書は1ページでございます。

初めに、議案説明書の1ページをお開き願います。本条例の提案理由でございますが、栃木市渡 良瀬遊水地ハートランド城の設置及び管理につきまして、必要な事項を定めるため、本条例を制定 することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

次の参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお開きをお願いします。こちらは、議案第101号の制定文 でございます。

続きまして、10ページからが条例案になります。まず、第1条でございますが、設置目的でございまして、こちらにつきましては、渡良瀬遊水地の保全及び遊水地の持つ資源の賢明な利用を促進するとともに、遊水地を舞台とした人と自然の楽園でございます仮想の国、ハートランドの魅力を伝えることを設置目的としてございます。

次の第2条、名称及び位置につきましては、名称を栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城といたします。位置につきましては、栃木市藤岡町藤岡1218番地1になりますが、こちらにつきましては既存の藤岡スポーツふれあいセンターを改修しまして、リニューアルするものでございます。

次の第3条では、ハートランド城に行う事業を列挙してございます。1つには、渡良瀬遊水地に関する資料の展示及び解説に関すること、2つには、学習のための助言に関すること、3つ目は、遊水地の有する地域資源の利活用に関すること、4つ目としまして、その他設置の目的でございます、遊水地の魅力を伝えるなどの設置目的を達成するために必要な事業としてございます。

次の第4条、開館時間につきましては、午前9時から午後5時までとしてございます。

次の第5条でございますが、休館日についての規定でございますが、12月29日から翌年1月3日 までとしてございます。

11ページに入りますが、次の第6条では、施設の管理運営上、職員を置くことができる旨を規定してございます。

次の第7条以下につきましては、施設の利用に関する各種事務手続等を規定してございまして、 13ページに入りますが、第16条では、委任事項としまして、この条例に定めるもののほか、この条 例の施行に関しましては規則で定めるものとするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行することに合わせまして、 次の別表によりまして、使用料につきまして規定させていただいてございます。

以上、雑駁でございますが、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

平池委員。

- ○委員(平池紘士君) 確認なのですけれども、使用料の項目がありましたよね。第9条です。これは、別表で定めるということで、別表のほうで1時間につき100円ということでうたっております。 これの設定に関しての経緯をお伝えください。
- ○委員長(針谷育造君) 荒川遊水地課長。
- ○遊水地課長(荒川 明君) お答え申し上げます。

使用料の設定につきましては、公民館等々で設定をしてございますが、面積当たり幾らかというような算定をさせていただいて、今回の場合は、研修室というところで、1、2ということで設定をさせていただいておりますが、その算定の基準に基づいて計算したところ、1時間100円というようなことでございますので、そこら辺の、既に実施をしています、それぞれの公民館等々の社会施設に伴う施設の算定料と同じような算定をしてございます。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 平池委員。
- ○委員(平池紘士君) 私が一番聞きたいことは、今後公の施設を維持管理していく上に当たって、 受益者負担といいますか、しっかりとお金のほうも、取るところは取っていくという考え方も当然 ながら必要になってくるということだと思います。とはいえ、納税者である市民の皆さんが有効的 に活用できる考え方も必要だということもわかっております。その辺を十分、その両面を考慮して 今後とも、その維持管理ということもしっかり考えなければいけないということを考えて使用料を、 こちらも弾力的に考えていってもらいたいと思います。

要望です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 今回のハートランド城条例の制定に当たって、この設置目的ということで、 資源の賢明な利用、その促進ですか、あとはハートランドの魅力を伝えるための制定が目的だとい うことになっておりますけれども、現状から考えまして、この条例設置をすることによって、どの ぐらいの魅力が向上すると想定されていらっしゃるのかお伺いします。
- ○委員長(針谷育造君) 荒川遊水地課長。
- ○遊水地課長(荒川 明君) お答えを申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、今現在遊水地会館という施設がございますが、一番の目的につきましては、遊水地に来ていただいて、まずどこに行ったらいいだろうということがございまして、一つ、遊水地の玄関口であるところへ、遊水地の総合的な案内機能でございますが、それを持つきちんとした施設が必要だということが大きな目的でございます。そのために、今回につきましては、外観的にもお城的な部分で、非常に特徴ある施設でございますので、非常に交通のアクセスも来やすいという部分でございます。

そんな中で一番、広瀬委員さんが言われたように、魅力の発信、どういうふうにしたらいいかということは、中身の問題でございまして、いわゆるここはビジターセンター的な機能を持つということで、総合的な案内、あとは体験ができたり、あとはキャラクター、今まではいわゆるハートランド構想の中で進めてきた事業を集約するような格好で、キャラクター等々もございますので、そういうものを集約した、いわゆるそこの施設に行けば一体的に遊水地全体がわかるし、魅力ある、お子さんも含めた、そういう部分で来やすい施設にしたいというふうに考えてございます。

そういう意味の中では、一つそういう施設ができたことによって、非常に魅力も発信できますし、多くの来訪者のニーズに応えられるような施設になるかと思いますので、そのような観点の中から、今回は条例をきちっと制定をしてやらせていただくということになっていますので、魅力の発信についてはまだまだでございますが、今後、ひとつこの施設を核にしまして、ぜひやらせていただければというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。

- ○委員(広瀬義明君) 私は、どのくらいの魅力向上を想定されているのかということでお伺いしたのですが、ではちょっと質問の仕方を変えさせていただきますが、今課長のほうから、さまざまなそれぞれの魅力向上を図っていく旨のご答弁があったかと思います。例えば魅力を発信をするのにも、市民、そして市外からの来訪者、たしか渡良瀬遊水地は、年間100万人を超える来訪者がいらっしゃるところでございまして、その方々に余すこと等なくこのハートランド城のことをお伝えするのには、かなりの周知方法が必要になってくるかと思います。そのさまざまな周知方法について、どの辺の規模までお考えになっているのかお伺いします。
- ○委員長(針谷育造君) 荒川遊水地課長。
- ○遊水地課長(荒川 明君) お答え申し上げたいと思います。

今広瀬委員さんのほうからお話があったように、年間100万、120万と言われている来訪者が来て ございます。その多くの方につきましては、いろんな分野の中で来ていただいているということで ございまして、この渡良瀬遊水地については、私どもについては、当然栃木市内の方に多くの方に 来ていただきたいということで、広報等も含めまして、いろんな分野で周知もさせていただいてお りますが、基本的に多くの方は首都圏、埼玉県等々を含めた中での来訪者が多いというのも現状で ございます。

当然そこら辺の方も視野に入れて、ハートランド城のほうへ来ていただいて、それから遊水地を 堪能していただくというような流れになるかと思いますので、ホームページは当然でございます。 今回私どものほうでも、遊水地に特化したホームページ等々もつくらせていただいておりまして、 もう既に発信もしているということでございまして、いろんな分野の中で周知というのは当然必要 でございますので、そこら辺も含めて、考えられるものを限りなく使って周知はしたいというふう に考えてございます。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 今の答弁を要約しますと、周知方法については、まだ構想に至っていない、これから考えるということになるのかなと思います。ただ、私は以前から思っていますけれども、栃木市内において渡良瀬遊水地の存在価値というのは決して少ないものではなく、ハートランド城ということで、ハートランド云々はもう全て以前からやっていただいておりますが、今回条例制定までをして今後資質向上を図っていくということであれば、それなりのPR方法が必ず必要になってくる。

例えば観光会社ですとか東武鉄道さんのご協力をいただいて、栃木市を挙げてPRを発していくのだ、渡良瀬遊水地の魅力を全国的に発信していくのだ、そういった姿勢で臨んでいただかないと、 条例制定をしただけで終わってしまうということでは非常に忍びないものですから、その辺を強く 要望させていただきたいと思います。 ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「討論省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第101号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第2、議案第104号 小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内総合政策課長。

○総合政策課長(寺内秀行君) よろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第 104号 小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について をご説明いたします。

最初に、議案説明書の4ページをお開きください。提案理由は、本年10月16日に、本市、茨城県 古河市、埼玉県加須市、群馬県板倉町、栃木県野木町の3市2町で構成される関東どまんなかサミット会議に、新たに小山市が加入したところであり、サミット会議構成市町においては、公の施設 を相互に同額で利用できるように努めるという内容の公の施設の相互利用に関する協定が締結され ておりますことから、小山市の住民が市民と同額の使用料により公の施設の一部を利用することが できるようにするため、該当施設の利用に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を 求めるものです。

改正の概要ですが、栃木市勤労者体育センター条例、栃木市渡良瀬の里条例、栃木市老人福祉センター条例、栃木市勤労者総合福祉センター条例、栃木市体育施設条例について、同額で相互利用できる自治体名に「小山市」を加えるものでございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、6、7ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、7ページをごらんください。勤労者体育センター条例の中で、別表備考1の「下都賀郡野木町」の前に「小山市」を加えるものです。

次に、渡良瀬の里条例の中で、別表備考3の「下都賀郡野木町」の前に「小山市」を加えるものです。

続きまして、8、9ページをお開きください。老人福祉センター条例の中で別表第2、備考2の「下都賀郡野木町」の前に「小山市」を加えるものです。

次に、勤労者総合福祉センター条例の中で、別表備考1の「下都賀郡野木町」の前に「小山市」 を加えるものです。

続きまして、体育施設条例になりますが、ちょっと飛びますけれども、18、19ページをお開きください。別表第2、備考1の「下都賀郡野木町」の前に「小山市」を加えるものです。

次に、議案書の23ページをお開きください。附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するというもので、該当条例について、それぞれ同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるとするものです。

以上で小山市との公の施設の相互利用の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。 ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

- ○委員(広瀬義明君) 今回は、どまんなかサミットのほうに小山市が入ったので、ほぼ条例改正の 議案だろうと思うのですけれども、今まで加入している市の中で、小山市が一番人口数では多いの かなと思います。小山市が加入することによって、栃木市内の今回の関係施設の小山市民の利用数 もしくは利用金額、どのぐらいの違いが出てくるのか、多分手元にデータがあると思うので、お伺 いします。
- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) 実は小山市の方がどれだけ利用しているという情報がなくて、例では、老人福祉センター長寿園について、市内と市外とどまんなかサミット、加須市さん、古河市さん、板倉町さんというのが、今まで入っていらっしゃったところが何人いるかというのだけはわかったのですが、市外の利用者のうち小山市が何人というのは実はわからなかったのです。

その例を申し上げますと、長寿園では、平成28年10月、去年の10月から9月の間、ほぼ1年です。 この1年間で、市内の方が4万9,152人、約5万人、市外については183人と0.4%ですので、250人 に1人ぐらいが市外の方がいらっしゃると。その市外の0.4%の中の28%、4人に1人が、52人な のですけれども、がどまんなかサミットの関係者が利用していたということで、小山市の方がこの 長寿園にどれだけ来るかというのが、申しわけないのですけれども、把握できなかったのですけれ ども、そんな状況でございます。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) なかなかどこの方が利用しているという詳細なデータのとりづらさというのはわかりますが、わかるのですが、わかっていてなお逆の質問をさせていただきますが、では逆に、 栃木市民が小山市の関連施設を利用しているであろうというデータというのはございますか。
- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) 済みません、把握しておりません。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 例えば栃木市の市民の方が、ほかのどまんなかサミットの施設をどのぐらい利用している、逆にどまんなかサミット関連自治体の方々が栃木市の施設をどれだけ利用している、その比率というのがもしわかるようだったら、この条例の有益性というのが出てくるのかな、そういうふうにも感じます。ただ、どまんなかサミット、これ自体が、地域の方々の交流とか、そういったものも図れるものでありますし、近隣施設の有効利用ということでもメリットは十分あるかと思うのですけれども、小山市の施設数、今回栃木市市民が利用できる施設数というのは把握されていますか。
- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) 数は、済みません、数えてくるのを忘れてしまったのですけれども、 小山市運動公園から博物館、あとは勤労者体育センター、青少年ホームとか、街なか交流センター 等約20から30の施設がございます。

以上です。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 中には、栃木市にはない施設もあろうかと思います。栃木市内では予約等がとれなくても、近隣でとれる例もあるかと思います。ただ、私が一つ残念なのは、このどまんなかサミットに加入することによって、栃木市民が得られるであろう有益性、サービス、こういったものがあるのだよということを余りにも知っている市民が少ない。ぜひ今回の小山市加入によりまして、条例変更に伴い、市民への周知も図っていただけるよう要望させていただきます。
- ○委員長(針谷育造君) 平池委員。
- ○委員(平池紘士君) 関連なのですけれども、広瀬委員が要望した部分、どうお考えですか。
- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) まことにそのとおりでございまして、この交流、今回のどまんなか サミットにおかれましての目的が、県境を越えて交流を深めていこうという精神に基づくというこ

とでございます。遠いところ、例えば滝川市の交流とかも大切でございますけれども、この身近なところの交流というのは、防災もありますし、このように身近な施設の相互利用というのもございます。それを通して交流を深めていくということは、とても大切だと思っておりますので、皆さんに周知を図れるよう努力してまいります。

- ○委員長(針谷育造君) 平池委員。
- ○委員(平池紘士君) 具体的にはどのように周知していく考えですか。
- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) 今のところ予定しているところは、広報とちぎとホームページ、この2つは間違いないのですが、新聞等、できましたら全国紙に周知が図れればいいかなというふうに考えています。
- ○委員長(針谷育造君) 平池委員。
- ○委員(平池紘士君) ぜひともこうなってほしいのと、それが条例改正、どまんなかサミットの協議によって、条例が変わってこのようになりましたという、条例改正案が議会で議決されて、これが通ったらということなのですけれども、そういう結果をしっかりと伝えながら周知をしてほしいと思います。

以上です。要望です。

○委員長(針谷育造君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することでご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第104号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- ◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○委員長(針谷育造君) 次に、日程第3、議案第105号 栃木市部設置条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務課長(名淵正己君) ただいまご上程をいただきました、議案第105号 栃木市部設置条例の 一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は25、26ページ、議案説明 書は21ページから23ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の21ページをごらんください。 提案理由でありますが、平成30年、来年の4月1日の組織改編に当たりまして、所要の改正を行う 必要が生じたため、栃木市部設置条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いす るものでございます。

次に、改正の概要につきましては、第1条及び第2条関係となりますが、建設水道部の名称を「建設部」に改め、同部の分掌事務から下水道に関する事項を削るものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の22、23ページを ごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第1条の改正につきまして は、建設水道部の名称を「建設部」に改めるものです。

第2条第8号の改正につきましては、「建設水道部」を「建設部」に改め、その分掌事務から下 水道に関することを削るものです。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の25ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を終了させていただきまして、次の26ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、末尾にあります附則をごらんください。

この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大阿久委員。

- ○委員(大阿久岩人君) この変更という趣旨というか、何のためというか、その辺単刀直入にちょっと説明をお願いいたします。
- ○委員長(針谷育造君) 名淵総務課長。
- ○総務課長(名淵正己君) 今定例会に、議案第111号 栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例というものの制定につきまして提案させていただいております。その中で、これまで下水道事業につきましては、特別会計を設けて市長部

局で処理をしていたわけでございますが、地方公営企業法を全部適用いたしまして、これからはこれまでの特別会計から企業会計にいたしますとともに、公営企業として運営をしていくということで条例の改正案を提案させていただいているところでございます。

その中で、これまでは、水道事業については公営企業になっておりましたが、水道事業と下水道 事業を一緒に、上下水道局というものを設置しまして運営していきたいという内容でございますが、 市長部局におきましては、これまで建設水道部ということで下水道を所管しておりましたけれども、 それを除く必要が生じましたので、「建設水道部」を「建設部」に改めまして、下水道事業につい ては、新しくできる下水道局のほうに移管したいというものでございます。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 大阿久委員。
- ○委員(大阿久岩人君) わかりました。
- ○委員長(針谷育造君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第105号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第4、議案第106号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼市民税課長。

○市民税課長(海老沼文明君) よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました、議案第106号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定に つきましてご説明申し上げます。議案書は27ページから38ページ、議案説明書は24ページから57ペ

ージとなります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の24ページをごらんください。提案理由でありますが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。参照条文につきましては説明を省略させて いただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、26、27ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。改正案の第24条につきましては、法改正に伴い、控除対象配偶者の名称が「同一生計配偶者」に変更となることにより、字句の整備を行うものであります。

次に、第33条から次のページの第34条の9につきましては、特定配当等特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、納税義務者の意思などを勘案し、課税方法を決定できる規定の整備を行うものであります。

次の第36条の2につきましては、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称を変更する規定の整備をするものであります。

次に、30、31ページをごらんください。第48条から34、35ページの第50条につきましては、法人市民税の延滞金の計算の基礎となる期間について、当該増額更正が法人税に係る修正申告書の提出または法人税に係る更正もしくは決定によるものである場合に、控除すべき期間に係る規定の整備を行うものであります。

次に、36、37ページをごらんください。第61条につきましては、法規定の新設及び法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

次の第61条の2につきましては、わがまち特例の特例項目を追加するものであります。

次の第63条の2につきましては、タワーマンションに係る税額の案分方法について、現行の区分 所有に係る家屋と同様に、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するもので あります。

次に、38、39ページをごらんください。第63条の3及び40、41ページの第74条の2につきましては、震災等により被災した区分所有家屋の用に供していた土地について、被災前の申し出により税額を案分していた場合、被災後2年間同様な扱いを受けられますが、被災市街地復興促進地域に定められた場合には、被災後4年間、同様の扱いを受けられる特例を設けるというものであります。

次に、42、43ページをごらんください。ここからは附則の改正となります。附則第5条につきましては、法改正に伴い、控除対象配偶者の名称が「同一生計配偶者」に変更となることにより、字句の整備を行うものであります。

次の附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を 延長するものであります。

次の附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用 期限を3年間延長するものであります。

次に、44、45ページをごらんください。附則第10条の2につきましては、わがまち特例の特例項目を追加するものであります。

次に、46、47ページをごらんください。附則第10条の3につきましては、耐震改修、省エネ改修 が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が、提出すべき申告 書について、規定を整備するというものであります。

次に、50、51ページをごらんください。下段のほうにあります附則第16条の3及び、ページが飛びまして、54、55ページの附則第20条の2及び第20条の3につきましては、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し、市長が課税方式を決定できることを明確化するというものであります。

次に、ページが戻りまして、52、53ページをごらんください。中段にあります附則第17条の2に つきましては、優良住宅の造成等のために、土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の 特例について、適用期限を3年間延長するというものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の27ページをごらんください。議案書の27ページです。こちらは制定文となります。

次に、28ページからは条例の改正文でありますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則について説明させていただきます。

ページが飛びまして、36ページをごらんください。下段にあります附則第1条により、この条例は公布の日から施行するというものであります。ただし、第24条第2項及び附則第5条第1項並びに次の第2条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第106号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第5、議案第107号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

山野井資産税課長。

○資産税課長(山野井広実君) よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました、議案第107号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例 の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は39ページから41ページ、また議案説明書は59ページから63ページであります。

初めに、議案説明書を使って説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案説明書の59ページをごらんください。

議案第107号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でありますが、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要といたしましては、1つ目には、課税標準等の特例に係る引用条項の整理を行うこと、 2つ目には、企業主導型保育事業の用に供する固定資産及び市民緑地の用に供する土地の課税標準 の特例割合を定めることであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。60ページ、61ページをごらんください。61ページの附則第6項につきましては、法附則の項のずれと条例の項のずれにより、引用条項を整理するものであります。

第7項につきましては、法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合を追加するものでありまして、企業主導型保育事業の用に供する固定資産について、都市計画税の課税標準に対する特例割合を2分の1とするというものであります。

第8項につきましては、法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合を追加するものであり

まして、市民緑地の用に供する土地について、都市計画税の課税標準に対する特例割合を3分の2 とするというものであります。

第9項以降につきましては、いずれも第7項、第8項の追加などに伴う引用条項の整理でありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上が新旧対照表による説明であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、39ページをごらんください。 こちらからは制定文及び改正文でありますが、内容につきましては先ほど新旧対照表により説明を させていただきましたので、附則について説明をさせていただきます。

41ページをごらんください。附則第1項により、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第107号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第6、議案第113号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

本名消防総務課主幹。

○消防総務課主幹(本名義人君) よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました、議案第113号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は68ページから70ページ、議案説明書は141ページから143ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の141ページをごらんください。まず、提案理由でありますが、栃木市消防団員の定員を改めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするというものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1、栃木市消防団員の定員を1,239人から1,216人に改めること、2、栃木方面隊第11分団及び岩舟方面隊第3分団の定員を改めることでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、142ページ、143ページをお開きください。第2条の消防団員の定員を改正案のとおり1,239人から1,216人に改めるというものでございます。

次に、別表をごらんください。中段にございます栃木方面隊第11分団につきましては、第3部と第5部の統合を行い、定員を見直すことにより、部長の定員を5人から4人に、班長の定員を15人から13人に、団員の定員を55人から45人とし、計の欄を77人から64人にしたいというものでございます。第11分団の定員を改めることにより、栃木方面隊の計の欄の定員を改正案のとおり改めるというものでございます。

次に、岩舟方面隊第3分団につきましては、第3部と第4部の統合を行い、定員を見直すことにより、部長の定員を4人から3人に、団員の定員を52人から43人とし、計の欄を62人から52人にしたいというものでございます。第3分団の定員を改めることにより、岩舟方面隊の計の欄の定員を改正案のとおり改めるというものでございます。

下段の合計の欄につきましては、栃木方面隊第11分団及び岩舟方面隊第3分団の定員を改めることにより、合計につきましても改正案のとおり改めるというものでございます。

続きまして、別表の備考の欄をごらんください。備考に記載された内容を別表の階級(職)の欄の副団長(方面隊長)及び副団長(方面隊副隊長)の欄の表記と合わせるため、改めるものでございます。

次に、議案書の68ページをお開きください。68ページにつきましては、栃木市消防団員の定員、 任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するというものであります。

69、70ページにつきましては、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、ここでは省略させていただきます。

議案書の70ページをお開きください。附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明につきましては終わりにさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

- ○委員長(針谷育造君) ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 栃木方面隊、岩舟方面隊、団員さんがどうしても集まらないので、結果的には統合するということになるのですけれども、団員確保のために、消防の皆様にはさまざまな施策をとっていただいていると。例えば機能別団員というのもあろうかと思いますが、そういった団員確保のための施策、これは今回効果はなかったのですかね。
- ○委員長(針谷育造君) 本名消防総務課主幹。
- ○消防総務課主幹(本名義人君) ご質問にお答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、機能別消防団員制度を導入いたしました。現在、栃木消防団には5名の方が機能別消防団員として入団いただいております。そういった意味では効果があったものと考えております。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 5名の方がということでしたが、今回統合される地域においては、ではそういった方々はなかったのだろうなということになろうかと思いますけれども、この2つの地域とも、どちらかといいますと常備消防の消防力の影響が少し弱い地域ではないかと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。
- ○委員長(針谷育造君) 本名消防総務課主幹。
- ○消防総務課主幹(本名義人君) ご質問にお答え申します。

議員ご指摘のとおり、例えば出流地区につきましては、かなり離れておりますので、そういった こともあるかと思いますが、例えば出流地区につきましては、自主防災組織などの制定といいます か、設置に向けて、自治会の方々にご審議といいますか、設置に向けて働きかけをしたり、そうい うことをやっていって消防力の維持には努めたいと考えております。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) もともと消防団というのが、本来は自主防災組織の最先端であるべきものが、 今回統合されてしまうということは、自治会の皆様において、自主防災組織を新たに向上させると いうのは非常に厳しいと思います。

ただ、それを補完するすべ、例えば消防団というのは、基本的には自主防災組織の役割もございますけれども、あくまでも常備消防の補佐的なものというものが大前提でありまして、常備消防が到着するまでに、地元の方々において初期消火等について行っていていただく。もしくは残火処理等についてお願いするのが消防団の役割でありまして、やはり本質的には常備消防の力によって、その地域の生命、財産が守られるというのが、これが本道であります。

ところが、今回地元組織、自主防災組織の消防力が弱くなる。そこに常備消防が何らかのプラスの影響を与えなければ、市民の安心、安全性の確保というのができないかと考えますが、常備消防において、その地域におけるサポートというのは、今後何か変化がある、もしくはそういった構想はあるのでしょうか。

- ○委員長(針谷育造君) 上岡消防総務課長。
- ○消防総務課長(上岡健司君) その地域につきましては、自主防災組織の強化というものがございましたけれども、今後もそれを呼びかけていくということと、あと常備消防につきましては、先日の一般質問でも答弁があったかと思いますけれども、出動する、配備する車両を増強しての対応を考えております。
- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) ここで一般質問の続きをするつもりもないのですけれども、基本構想において消防力が確実に弱くなる地域と今回の地域が非常にかぶっているのも事実でございまして、車両を集中的に配置するとしても、今までその地域を2台でカバーしていたものを、1つの分署に2台置くだけで、人数は減るわ、範囲は広くなるわ、いいことはちっともないのですけれども、それは3月でやるからいいのですが、今回その地域の消防力を確保するという、市民に対して公平公正な行政施策的なようなことを考えますと、何らかのことを補填をしませんと、その地域の方々の不安というものが取り除けないのではないかと思いますが、常備消防と例えば統合される消防団の方々との連携体制ですとか、自主防災組織を組織した上で何らかの対策を講じる。地元ばかりに負担をかけるのではなく、常備消防と消防団、そして地元との密なる連携。例えば有事の際はこうしましょうといった訓練等を行う、そういった必要もあるのではないかと思うのですけれども、そういったものは今のところお考えではないということですか。
- ○委員長(針谷育造君) 上岡消防総務課長。
- ○消防総務課長(上岡健司君) ただいまの消防団等との連携ということでございましたけれども、 消防団再編を今やっているところなのですけれども、その中の一つの中に、出動地域の見直しとい うことがございます。方面隊の枠を越えまして、今ある消防団が別の地域に出動するという計画な のですけれども、そこには当然常備消防との連携も必要になってきますので、その辺の訓練は十分 今後も計画していく方向で考えております。

以上でございます。

- ○委員長(針谷育造君) 広瀬委員。
- ○委員(広瀬義明君) 方面隊ごとのエリアということではないということでお話がありましたが、 例えば出流地区において、ほかの方面隊が出動のしようがない。ほかの方面隊からの到着を待って いる間に、物事が大きくなってしまうこともあります。
 - 一つ、これは要望になるのですけれども、冒頭申し上げました機能別団員、これの確保というの

を、そういった地域においては重点的に進めていただいて、例えば正式な団員でなくても、経験がある、その方々が地元にいる、そういった方々の力を借りてでも、その地域の安心安全は守らなくてはいけない。それができるのは常備消防だと私は考えておりますので、そういった意味での地域との連携というのを密にとっていただきたいと要望させていただきます。

○委員長(針谷育造君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第113号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(針谷育造君) 次に、日程第7、議案第94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第5号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○参事兼財政課長(杉山知也君) ただいまご上程いただきました、議案第94号 平成29年度栃木市 一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成29年度栃木市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億7,197万3,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659億3,314万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の追加は「第2表 継続費補正」によるというものであります。 債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による というものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。第2項、地方債の 変更は、「第5表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、 次の5ページ、6ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後 ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、継続費補正(追加)につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正(追加)であります。所管関係部分は、 1行目の栃木市議会だより印刷から4行目の市県民税特別徴収のしおり印刷まででありまして、栃 木市議会だより印刷につきましては、平成30年度の議会だよりの編集、発行作業等を迅速かつ円滑 に進めるため、平成29年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させて いただくものであります。

次の中学生海外派遣業務委託につきましては、夏休み期間中の派遣に合わせて確実にホストファミリーを確保するため、平成29年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の広報とちぎ印刷につきましては、平成30年度広報とちぎの発行作業等を迅速かつ円滑に進めるため、平成29年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の市県民税特別徴収のしおり印刷につきましては、平成30年5月に配布するため、平成29年度 中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

10ページをお開きください。第4表、地方債補正(追加)であります。起債の目的欄の健康福祉施設整備事業及び介護老人保健施設等整備資金貸付事業の2件について追加させていただくものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

11ページをごらんください。第5表、地方債補正(変更)であります。本表は、上段が補正前、 下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、庁用施設整備事業から一 番下の体育施設整備事業まで計6件について、起債の限度額などを変更するものであります。

1行目の庁用施設整備事業でありますが、北部健康福祉センターの整備に伴う西方総合支所の車庫及び倉庫の解体について、起債の対象となるため、起債の目的欄を「庁用施設整備等事業」に変更するものであります。

なお、6件の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。また、起債の 方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、41ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であ

ります。41ページは歳入、次の42、43ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させ ていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

44ページ、45ページをお開きください。中段の14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額280万円の増額であります。説明欄の地方創生推進交付金につきましては、江戸文化を活用した魅力創造事業の実施に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

46ページ、47ページをお開きください。下段の18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額3億51万7,000円の増額でありまして、補正予算の財源調整として、基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、13目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金は、補正額55万8,000円の増額でありまして、マスコットキャラクターの着ぐるみを制作するための財源として、基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、14目1節土地総合調整基金繰入金は、補正額1億1,266万7,000円の増額でありまして、山車会館広場拡張及び道の駅にしかたの土地購入費の財源として、基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

48ページ、49ページをお開きください。上から2行目の17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額75万8,000円の減額でありまして、ふるさと応援基金を活用して実施する栃木市散策ガイドアプリ整備事業について、県のエンジョイとちぎ受け入れ態勢整備推進事業費補助金の対象となったため、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、下段の21款市債であります。1項1目1節総務管理債は、補正額2,270万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債(庁用施設整備事業)につきましては、西方総合支所倉庫等整備事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、2目2節社会福祉債は、補正額2億6,470万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債(健康福祉施設整備事業)につきましては、北部健康福祉センター整備事業に充てるため、増額補正するものであります。

次の一般事業債、地域総合整備資金貸付事業、介護老人保健施設整備資金貸付事業につきまして は、介護老人保健施設整備資金貸付金に充てるため、増額補正するものであります。

次に、5 目 1 節道路橋りょう債は、補正額2,550万円の増額であります。説明欄の公共事業等債(道路新設改良事業)につきましては、市道 1 -50 号、I 139 号線道路改良事業(岩舟静)に充てるため、増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債(道路新設改良事業)につきましては、市道 1-5、N3160号線道路改良事業(西方本城金崎)に充てる起債を、2行下の地方道路整備事業債から旧合併特例事業債に変更することなどにより、増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債(橋りょう新設改良事業)につきましては、市道2-42、233号線永宮橋

橋りょう整備事業に充てる起債を減額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債(道路新設改良事業)につきましては、先ほど説明した市道 1-5、N 3160号線道路改良事業に充てる起債の変更などにより、減額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額1億6,660万円の増額であります。説明欄の公共事業等債(まちづくり施設整備)につきましては、(仮称)地域交流センター等整備事業に充てる起債を下の行の旧合併特例事業債に変更することにより、減額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債(まちづくり施設整備)につきましては、(仮称)地域交流センター整備 事業に充てる起債の変更及び事業費の増額に伴い、起債を増額補正するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。6目1節消防債は、補正額380万円の減額であります。 説明欄の緊急防災減災事業債(消防施設整備事業)につきましては、高機能消防指令センター更新 事業に充てる起債を減額補正するものであります。

次の一般事業債(その他レクスポ体育施設整備事業)につきましては、運動場夜間照明施設更新 事業に充てる起債を減額補正するものであります。

市債の補正合計額は、下の行のとおり、4億7,490万円の増額であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。52ページ、53ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額12万3,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、共済費を減額補正するものであります。

以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により給料等を 補正するものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次の議員人件費につきましては、人事院勧告を踏まえ、議員期末手当を増額補正するものであります。

54ページ、55ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額2,139万3,000円の増額であります。説明欄の市民の歌活用事業費につきましては、栃木市民の歌の一層の普及を図るとともに、市のPRにつなげるため、デスティネーションキャンペーンに合わせ、栃木市民の歌をJR栃木駅の発車メロディーとして活用するための発車メロディー制作及び取りかえ作業の委託料が主なものであります。

次の特別職人件費につきましては、市長、副市長の共済費に不足が見込まれることや人事院勧告 を踏まえ、増額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額120万7,000円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター活用事業費につきましては、マスコットキャラクター着ぐるみの損傷等が目立ち、修復が困難になってきたことから、新たに着ぐるみ1体を制作する委託料であります。

次のシティプロモーション事業費につきましては、海外において栃木市の知名度を上げ、インバウンドを推進する取り組みの一環として、台湾において初めて開催されるキャラクターイベントに「とち介」が参加し、あわせて栃木市PRブースを出展するための負担金61万4,000円が主なものであります。

次に、5目財産管理費は、西方総合支所倉庫等整備事業費に起債を充てることに伴い、財源を補 正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額560万円の増額であります。説明欄の江戸文化を活用した魅力創造 事業費につきましては、地方創生推進交付金を活用して、江戸文化の新たな魅力を創造するととも に、その魅力を国内外に発信するためのタウンウエディング業務委託料及び江戸文化体験モデルツ アー業務委託料83万円並びに歌麿に関する多言語パンフレット印刷費100万円が主なものでありま す。

次に、15目諸費は、補正額8,283万2,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の1行目、 市税過誤納金還付金(市民税課)でありまして、法人市民税において過年度分の修正申告に基づき、 高額の還付金が発生したことなどにより、増額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、94ページ、95ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額284万円の減額であります。説明欄の通信指令システム費につきましては、平成30年4月から消防団栃木方面隊第11分団3部と5部及び岩舟方面隊第3分団3部と4部が統合するのに伴い、消防団災害出動指令に関するシステムのソフトを変更する委託料であります。

次の高機能消防指令センター更新事業費につきましては、通信制御系システム更新業務の委託料 が確定したため、減額補正するものであります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市一般会計補正予算(第5号)に係る所管関係部分について の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(針谷育造君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大出委員。

○委員(大出三夫君) 55ページ、先ほど説明がありました江戸文化を活用した魅力創造事業費、タウンウエディング事業費、この事業の内容につきまして、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと

思います。

- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) ご質問にお答えします。

横山郷土館や戸長屋敷など市が所有する歴史的建造物を活用して模擬結婚式を行い、それをビデオに撮って国内外に発信したいというものでございます。

- ○委員長(針谷育造君) 大出委員。
- ○委員(大出三夫君) わかりました。それともう一つ、国内外にこれから発信していくということですけれども、非常に費用的に予算がかかると思うのですが、これからどんなふうなPR事業を展開していくのかお聞きしたいと思います。
- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) いろいろ委託先を、まだ決まっておりませんけれども、その委託先 によりまして得意な分野があると思います。民間活力を活用しまして、国内外に広く発信してまい りたいと思っております。
- ○委員長(針谷育造君) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第94号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(針谷育造君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(針谷育造君) 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

(午前11時18分)